

Information 福島県相双地方振興局県税課課税課事業税チーム

令和5年度個人事業税（2期）納税のお知らせ

個人で事業を営まれている方で、個人事業税の課税対象となる方へは、8月に納税通知書を発行しておりますが、2期分については、11月10日（金）に、納税のお知らせを送付する予定です。

納期限は、11月30日（木）となりますので、忘れずに納めましょう。

なお、税務署へ所得税の確定申告書を提出された時期などにより、納期が異なる場合があります。

問 福島県相双地方振興局県税課課税課事業税チーム
☎0244-26-1126

※個人事業税とは、県内で、個人で事業を営まれている方について、税務署に提出した所得税の確定申告をもとに課税される税金です。

Information 福島広域雇用促進支援協議会

厚生労働省福島労働局委託事業「福島雇用促進支援事業」

福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

働きたいネットの就職応援マルシェ

【参加無料・予約不要】

「棚卸しシートで自己分析!」「企業が求めている人材のポイントを解説!」など、就活に役立つイベントを開催。応募書類や自己PRに活用できます。知らなかった自分を見つけませんか。

■日時 11月14日（火）

午前10時～正午

■場所 ハローワークいわき

■日時 11月14日（火）

午後1時30分～午後3時30分

■場所 ハローワーク小名浜

2階会議室



働きたいネットの就職応援マルシェ

【出張求職者カフェ】

【参加無料・予約不要】

ハローワーク富岡に求職者カフェがやってきます! 就職活動に役立つ支援が無料で受けられます。是非お越しください。

■日時 12月13日（水） 午前9時～正午

■場所 ハローワーク富岡 2階会議室

■支援メニュー

- ・証明写真撮影 ※撮影希望の方はスーツなどの着用がおすすめ! 貸出用ジャケット有
- ・応募書類作成
- ・面接対策
- ・適職診断 など



問 福島広域雇用促進支援協議会 広野窓口
（広野町役場産業振興課内）

☎0240-23-5586 FAX0240-23-5587



働きたいネット

検索

「マチイロ」～広報ひろのをもっと身近に～

スマートフォンやタブレット端末などで、いつでもどこでも簡単に「広報ひろの」を読むことができるよう、無料アプリ「マチイロ」を導入しています。ぜひご利用ください。

ios端末は「App Store」から、Android端末は「Google play」から「マチイロ」と検索し、ダウンロードしてください。

※アプリの利用は無料ですが、通信費は利用者負担となります。

※アプリ内に広告が表示されますが、その内容に広野町は一切責任を負いません。



Information 健康福祉課

令和5年度 広野町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金のご案内

エネルギー、食費などの物価高騰に直面し、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、給付金を支給します。

支給額

一世帯あたり3万円

支給対象世帯

次のいずれかに該当する世帯が給付金の対象となります。

ただし、(1)と(2)を併せて支給することはできません。

(1) 住民税非課税世帯

令和5年6月1日時点で広野町に住所を有し、世帯全員の令和5年度「市町村民税均等割」が非課税である世帯

(2) 家計急変世帯

令和5年6月1日時点で広野町に住所を有し、やむを得ない理由で令和5年1月以降に収入が減少し、令和5年の世帯全員の収入額（見込額）が「住民税非課税相当」となる世帯

手続きについて

I. (1)の支給対象要件に該当し、また令和4年度に実施された「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を受給した世帯

▶6月30日に振込済です。口座等をご確認ください。
II. (1)の支給対象要件に該当し、Iに該当しない世帯

▶確認書（一部世帯は申請書）による手続きが必要です。※必要書類は町よりお送りしております。

III. (2)の支給対象要件に該当する世帯

▶申請書による手続きが必要です。ただし、事前に必要書類の取り寄せ等が必要となります。

※税の修正申告等により新たに支給対象世帯となる場合は、手続きに関する必要書類を送付いたしますので、広野町健康福祉課までお問い合わせください。

手続き期限

令和6年1月31日（水）まで

手続き先

必要書類を健康福祉課窓口まで直接または郵送でご提出ください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 相馬税務署

国税に関する電話相談は国税相談専用ダイヤルへ

令和5年11月1日（水）より、国税に関する電話相談は、国税相談専用ダイヤルをご利用いただくと最寄りの電話相談センターにつながります。

■電話番号 0570-00-5901（全国一律料金）

■受付時間 平日午前8時30分～午後5時

（土日祝日および12月29日～1月3日を除く）

音声案内に沿って次の「0」～「6」を選択します。

「0」確定申告（確定申告期のみ）

「1」所得税

「2」源泉徴収、年末調整、支払調書

「3」譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価

「4」法人税

「5」消費税、印紙税

「6」その他

・相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。

・税務署、業務センター室からのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署、業務センター室へお問い合わせください。

・上記国税相談専用ダイヤルにつながらない場合は、所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択してください（「電話相談センター」につながります）。

問 相馬税務署

☎0244-36-3111

